

重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理工事報告書

重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理工事報告書

第一章 建造物の概要

第一節 官報告示(重要文化財指定)

昭和廿九年九月十七日 文化財保護委員会告示第三十九号

名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所 有 者 住 所	所在 の 場 所
飯香岡八幡宮本殿	一棟	桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、向拝三間、三方縁勾欄附、正面木階	飯香岡	千葉県市原	千葉県市原
		屋造、向拝三間、こけら葺(現在銅板仮葺)	八幡宮	郡八幡町八幡	郡八幡町八幡
					幡宮境内

註 所在地は町村合併により千葉県市原市八幡となる

構造形式中こけら葺は現状変更の結果こけら型銅板平葺となる

第二節 規 模

桁 行 桁行両端柱間真々

梁 間 梁間々々々(向拝とも)

七・六二米

七・九一米

軒 の 出 側柱真より茅負外下角まで

柱礎石上端より茅負外下角まで

柱礎石上端より棟頂上まで

側柱内側面積

茅負外下角内側面積

屋根面積

平葺面積

二二二・〇〇平方米

第三節 構造形式

桁行三間、梁間二間、一重、入母屋造、向拝三間、三方縁勾欄附、正面木階

四級、銅板平葺(元こけら葺)西北に面す。

雨落葛石内土間たたき、周囲に雨落溝を廻す。

正面三間両開戸(内開)、側面及背面総板壁、床下背面中央引違戸、他総横

板嵌目板入。

本柱(円柱)地覆石上土台を廻す。足固貫、縁長押、腰貫、内法長押、頭貫

を通す。斗棋三斗出組実肘木及拳鼻附、四隅鬼斗連三斗皿斗附、軒支輪、丸

桁、二軒繁種、縁東方柱、礎石自然石、腰貫、頭貫を通す。勾欄四隅はね勾

欄、正面を除く三方木口縁。

内部床板敷、天井太棹縁(根太天井)、斗棋三斗実肘木、内部柱一本円柱、

両端の間開放、中の間兩開板扉、内部中央宮殿三具。

向拝 方柱面取、斗棋出三斗両端連三斗、持送り皿斗附、斗棋間蓋板(板

設)正面木階四級浜床附、前面三間開放、側面各一間杉戸引違い、鴨居上板

嵌、繫虹梁、縋破風、打越樋、内部床板敷、天井化粧屋根裏。

屋根入母屋造、銅板平葺、こけら軒付一重、両妻据破風、三花懸奥飾付、妻

飾三斗虹梁太楕束、箱棟両端鬼板鳥糞付。

裝飾 総丹塗、要所墨塗、木口黄土塗、板扉黒漆塗、箱棟菊桐紋金具、鬼板

桐文金具、懸魚六葉金具附。

第四節 創立沿革

飯香岡八幡宮は古風年間に鎮座されたと伝える古い神社である。社伝によれば、建久四年(源頼朝の寄進による新造営があり、のち長保三年)と文明元年に本殿の修復と幣殿、拝殿等の造立があったというが、造立年次を明らかにする資料に乏しく、現本殿はその形式手法からみると十五世紀頃のものと考えられ、社記の長保もしくは文明改修を建立の年代と解してよからうと思われる。その後、天文十六年、文禄三年に小修理が施され、慶長九年に至って化粧軒以上を全部取替え柱も身舎で一本、向拝で一本をさし替える大修理が行わされており、以後数次に亘って修理が施されて来ているが、本殿要部はほぼ建立当時のまま残され、慶長改修時の姿が現存されている。元禄四年に前面に幣殿を取付けた際に向拝組物を改造し、一部を撤去したほか、正面の柱間装置や木階段が改造され、大正初年には縁廻りを改修する部分的な修理が行われて今日に至ったものである。昭和廿九年に本殿が重要文化財に指定され、昭和四十二年から三十年にかけて国庫の補助を得て解体修理が行われた。

第五節 修理前破損状況

(1) 基礎 旧海岸に位置するため地盤が悪く一帯に砂地となっている。そ

の為中世に柱礎石をとりやめて布基礎をし土台を廻らしているが不同沈下を來し、外部表面の磨滅が甚しくなっていた。

(2) 軸部 前記基礎の不完全のため建物軸部にも影響し、不同沈下と共に傾斜が目立ち、總体に弛緩し、柱及び貫等の松材には蟲害も見られ、東南面は特に甚しく、白蟻の生存も認められ蟲食も甚しかつた。

(3) 斗棋廻り 軸部と共に不陸を來し、正面及び背面東南部には雨漏による腐朽で形状が全く見られぬ處もあり、總体に虫害が甚しかつた。

(4) 軒廻り 化粧材は殆んど虫害を蒙り、全く危険な状態であった。(最近背面、西側面軒先に鉄支柱を立てて補強された)同時に飛檻檻鼻を茅負に繋結させるために銅製手違い錠が全体に打たれていた。

(5) 小屋組 前記同様に虫害甚しく、小束に添木をなし東南面の小屋組には新らたに枯木等が入れられていた。東面の小屋組は最近のものとなつていた。

(6) 屋根 銅板は殆んど風蝕で釘が弛るみ、正面及び東面は最近の補修と外部塗り諸所に後修の跡が見られたが、全体に塗色は剥落し、素木同様なつていた。

の状態であった。

第一章 修理工事概況

第一節 修理方針

この工事は重要文化財として指定された建造物の保存修理工事であるから、施工に当つては古材の再用と在来技法の踏襲につとめて行われた。技法、補足

地業に念を入れた。
なお、附帯工事として玉垣を復旧し、防災施設として避雷針を設備した。

又、自動火災警報設備は別途工事として施工した。

第二節 工事執行方法

本修理工事に當り「重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会」を組織し、事務局を市原市教育委員会内におき、現場には工事事務所を開設し現場職員を常駐させ、委員長並に工事監督の指揮をうけ、材料の購入、職工の賃勵、火氣の注意その他工事に関する諸般の研究調査を行い、文化財保護法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令、文化財保護委員会規則その他関係法規を参照し一切の事務を処理し、工事を施行した。

重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会規約

(目的)

第一条 本会は、重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会(以下「委員会」という)といふ、飯香岡八幡宮本殿の修理工事を完成することを目的とする。(事務所)

第二条 委員会の事務所は、市原市教育委員会内におく。(役員)

第三条 委員会に次の役員をおく。

委員長	一名
副委員長	四名
委員	若干名
監査員	二名
顧問	若干名
参与	若干名

2 委員長は、市原市長をもつてこれにあてる。

3 副委員長、委員、顧問、参与は委員長が委嘱する。

(会議)

第十一条 連絡委員会は役員を以て構成し、次に掲げる事項を審議する。

第四節 修 理 工 事

A、通 則

(1) 総 則 この仕様は解体を完了し、現状変更の決定により工事の方針が確立した後に造られたものであるが、具体的仕様の大要を示すもので実施に当っては細部の仕様を示して施工した。

- (2) 材料検収 材料の全ては検査に合格したものを使用した。
(3) 図面型板 施工図、矩計図を設定し、曲線等のものは現寸引付型板を作製して施工した。

4 基準尺度 スチールテープ目盛りによって繪製尺杖を作製して基準尺度とし、全工事を通じて使用した。

B、仮設工事

(1) 構 造

(1) 事務所、工作小屋、休憩所を除く他は凡て丸太掘立とし、組手はナマシ鉄線8号—10号にて繋結し、屋根は凡て亜鉛浪板鐵板葺とし、一部に採光用のビニール波板葺込みとし、周囲よしす曲いとした。

(2) 事務所は神社境内に既存の県有建物の一部を借用し、電灯、ガス、水道等の設備は一部改修して使用した。

(2) 仮設材料

建地丸太 末口六・五檻以上 長六米以上 杉丸太
布、筋連、母屋 末口六檻以上 長六米以上 同
根太丸太 末口八檻以上 長三米以上 同
束、方杖 末口六檻以上 切邊
歩み板 長四米 中二檻以上 厚三檻 杉板

C、解体工事

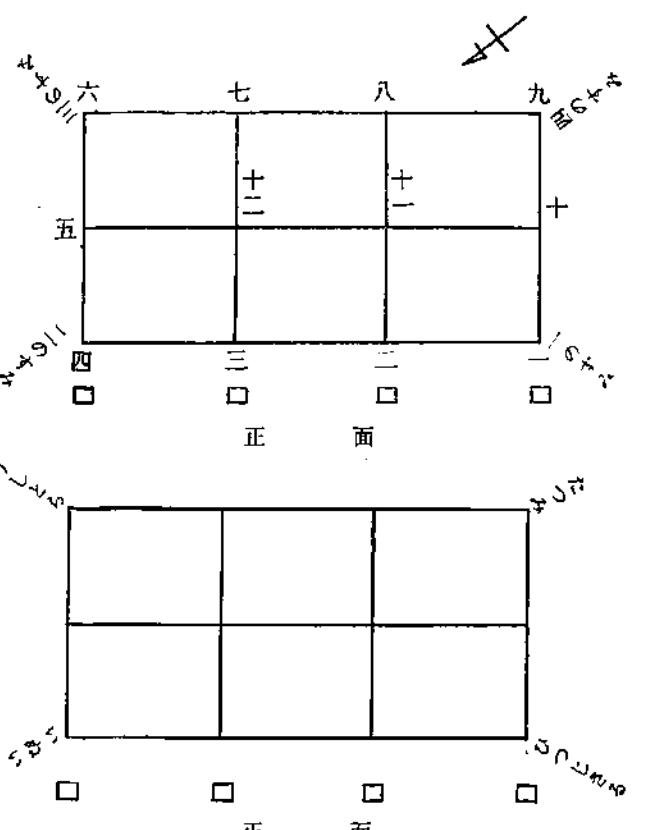
(1) 解 体

解体に先立ち各部材に番号札を打付、各部解体前の写真撮影を行い、実測調査をなしつつ解体を行った。解体中は、痕跡、各部の仕様、又は破損等の記録をとり、材料は取替・修繕を区別して整理を行った。
基礎は土台下廻り全体及び縦横にトレング調査し、実測及び写真記録を行った。

(2) 発見墨書及び番付

前記の状態にて高低において約一四檻程度の不同があったと見られた。
(地覆石上端にて)

(3) 材料及び工法



D、基礎工事

(1) 地盤状態

旧海浜に位置するため、全体が砂地で地盤が悪く、解体後は縦横にトレングを入れたところ、深さ一米下も砂地で、各柱下から旧礫石が発見された、いずれも自然石で砂地の上に据付けられていたが、中柱の二ヶ所だけは貝殻を搗込んでいた。この旧礫石は、全体の地盤より約四〇檻下にあって、大きいもので径六〇檻、小さいもので四五檻位であった。このような状態であるから後世旧礫石をそのままにして、上に砂平均厚一〇檻敷均し、布石幅四〇檻内外、厚さ不平均三〇檻のみ切り仕上の布石を据付していた。

鉄 板 亜鉛浪板 二〇井一三一井

(3) 索屋根

桁行 一〇・九米、梁間 一五・六米(二十四・六平方米)、昇降橋一ヶ所

(4) 工作小屋

桁行 八米、梁間 四米

(5) 保存小屋

桁行 五・四五米、梁間 三・六二米

(6) 休憩所

延長 七八米、出入口三ヶ所

(7) 事務所

既設建物 桁行 六・三米、梁間 五・四米、出入口一ヶ所

(8) 地盤業

土台下布石 桁行 六・三米、梁間 五・四米、出入口一ヶ所

(9) 材 料

土台下布石 桁行 六・三米、梁間 五・四米、出入口一ヶ所

砂利	排水溝	区 分	土 台 下	階段廻り	在 来 の 工 法		実施の工法	当初設計の工法
					材 料	工 法		
コンクリート	葛石	中柱礫石	側柱礫石	硬質	自然石	は文様久又	打	打
コンクリート	中柱礫石	中柱礫石	側柱礫石	硬質	自然石	は文様久又	打	打
コンクリート	排水溝	大正年	代	大正年	伊豆石	伊豆石	打	打
コンクリート	排水溝	大谷石	大谷石	固地盤	伊豆石	伊豆石	打	打
コンクリート	排水溝	三〇檻	三〇檻	三〇檻	コント	コント	打	打
コンクリート	排水溝	二七檻	二七檻	二七檻	コント	コント	打	打
コンクリート	排水溝	四五檻	四五檻	四五檻	コント	コント	打	打
コンクリート	排水溝	二二七檻	二二七檻	二二七檻	コント	コント	打	打
コンクリート	排水溝	九九檻	九九檻	一五檻	地業	地業	打	打

(4) 地盤業

土台下布石

現材料(伊豆石)

(二) 金 具

区 分	位 置	旧 仕 様	実 施 仕 様
木 部	軸部、小屋組 見え隠れ		練鉄製、焼うるし塗仕上、形状寸法は同
基 础	土 台 下	木部内部、柱穴、木口、各仕口小屋裏等 キシラモン二回以上刷毛箆又は浸透する。土台下バ内側はクレオソート二回以上塗 基礎内外に全体にクレオソート六缶を散布した緑色下廻り周囲基礎下に四缶を散布した	時代のものになろう

(三) 防 蟻 处 理

区 分	位 置	旧 仕 様	実 施 仕 様
勾 櫛 笹 金 具	後世改変により不明	銅製、隅小口包金真架木釘隠し等金箔押	仕上、形状寸法は同時代のものになろう

(四) 烙 印 押

木部の新補材には見え隠れにすべて修理年次の烙印をした。

(五) 修 理 銘 板

銅板厚〇・七種、長さ六〇厘米、幅三〇厘米に工事の概要を陰刻して、本殿正面に銅鋳にて取付した。

(六) 跡 片 付 け

工事完了後は一切の仮設物を撤去し、地域内の残材等を取り片付け、整地及び跡掃除を行った。

(七) H、附 带 工 事

本殿工事に支障の東方柱間一間通りは、小屋及び屋根まで全部解体し本殿の現状変更により従来の接続を切離した。

(八) 錄 殿 の 切 離 し 工 事

工事完了後は一切の仮設物を撤去し、地域内の残材等を取り片付け、整地及び跡掃除を行った。

(九) 雷 带 工 事

本殿工事に支障の東方柱間一間通りは、小屋及び屋根まで全部解体し本殿の現状変更により従来の接続を切離した。

(十) 雜 工 事

総 工 費	金 二 一、九九三、一四一 円
内	
昭和四十二年度工事費	金 九、〇〇〇、〇〇〇 円
昭和四十三年度工事費	金 二 一、九九三、一四一 円
収入内訳	
金 一六、〇五〇、〇〇〇 円	国庫補助金 四、四〇三、五〇〇 円
金 二、三〇〇、〇〇〇 円	千葉県補助金 五、四六二、一三三 円
金 二、五〇〇、〇〇〇 円	市原市補助金 四、八三八、六二八 円
金 五五〇、〇〇〇 円	所有者負担金 一一四、四九一 円
金 五九三、一四一 円	雜 取 入 六八、六〇五 円
支出内訳	
金 一四、八八七、三五七 円	内 金 五七七、九五〇 円
	内 金 六、五一七、八三四 円
	内 金 五、三五三、〇四三 円
	内 金 一、一七四、七九一 円
	人 件 及 事 務 費
	機 械 器 具 費
	附 带 工 事 費
	人 件 費
	事 務 費

第三章 調 査 事 項

第一節 概 要

本修理工事に着手するに先だち、各部について精密に破損及び実測調査を行ない、重要な部分は写真撮影をなした。前面の幣殿は、工事に支障があるので切り離し解体した。

修理工事において後世の改変をうけた個所は、発見古材及び同痕跡等を調査し、なお近郷の類似建物をも調査の上、現状変更を申請し、許可の後にこれを実施した。

以上の資料を基にして修理の実施方針を定め、且つ修理工作の仕様規準を立てた。また発見墨書及び旧番付による資料の蒐集及び神社保管の古文書及び関

イ、本殿軒先と幣殿軒の取合に銅板厚さ〇・五耗延長九米、幅四〇厘米、深さ一八厘米の軒廻を設け、立樋径一二厘米、長四・五米を取付けた。

ロ、周囲玉垣、延長六〇米は、工事中支障のため一旦取除き、工事完了後基礎全体コンクリート厚さ一三厘米、深さ三〇厘米の基礎を作り、木部の腐朽材を補足し、破損個所は修繕して組立てた。屋根一同様修繕し、全体をペンガラ塗り仕上げとした。

（三）避雷針設備

イ、資材はすべて目的に対し最良の品質及び形状を有するものとし、使用前に必ず責任技術者の検査をうけたものを使用した。

ロ、避雷導体には棟上に三耗×二五耗の銅帶三条を並列し、支持金物をもって堅固に棟に取付けた。

ハ、引下導線には二耗×一九本撲を用い、途中支持金物を用いて屋根面に取付け、軒先には支持金物を用いて自重が軒先に負荷されないよう施工した。

ニ、軒先よりの引下には引下ビニール管を用い、コンクリート柱にてビニール管を保護した。

ホ、接地電極にはアルミ鍍金鉄パイプ八本（長五・五米、直径三厘米）を打ち込みとした。

ヘ、接地電極にはアルミ鍍金鉄パイプ八本（長五・五米、直径三厘米）を打ト、工事完了後は接地抵抗を測定し、総合抵抗一〇オーム以下をもって合格とした。

第五節 修 理 費 清 算

係古文獻等を参考資料として調査した。

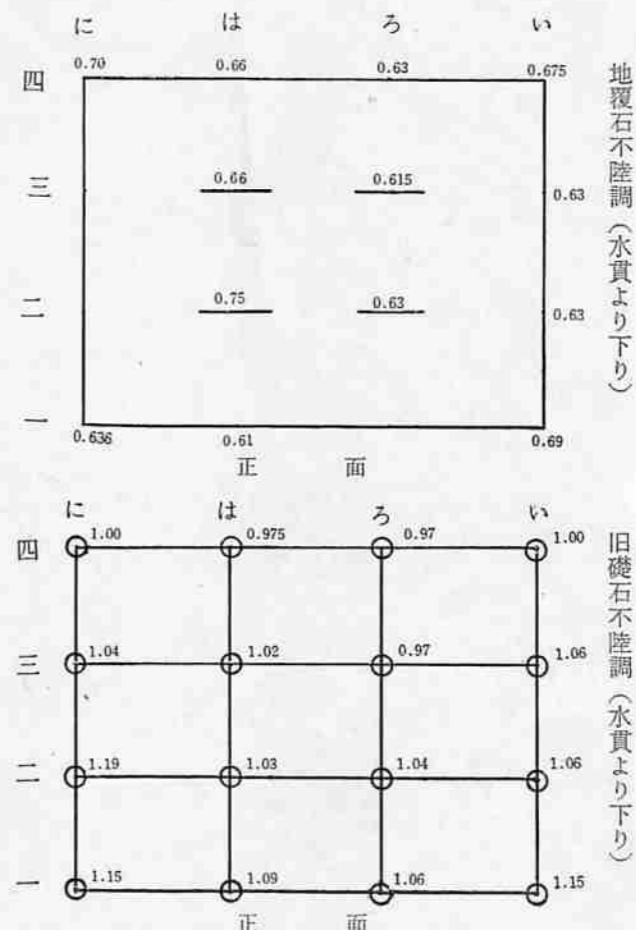
第二節 破 損 及 び 実 測 調 査

雨落葛石及び地覆石、礎石

雨落葛石の布石は、所々風化欠損し葛石内は土間（砂地）となっていた。周囲土台下の地覆石は、切石（小松石）で風化した部分もあり不同沈下を来し、不陸となっていた。中柱当りには礎石（切石）を用いていたが、これも同様表面が風化していた。地覆石下及び礎石下の地業は砂地業で一部に瓦片などが挿入してあった。地覆石の下には旧礎石（自然石）があり、地覆石が直接にこれにのっていたのもあり、離れているものは瓦礫をつめてあった。

地覆石不陸調(水貫より下り)

旧礎石不陸調(水貫より下り)



土台は縦手の部分（隅小根付一枚柄、平の部分は履鎌込栓打）及び下端が所々腐朽していた。材質は「かや」であった。柱は凡て土台を入れる際に下端を土台のせいだけ切られており、本柱一本、向拝柱一本は後補材であった。柱下端は土台に柄差しとなっていたが、その柄の腐朽したものもあった。うち一本は根継してあった。材質は松及び櫻材であるが後補材は松材であった。頭貫、飛貫、斗拱共組手の腐朽するものあり、材質が悪い為め（松材）外部に面したところは風化磨滅が甚しかった。向拝の部分の頭貫及び斗拱は後世（元禄）幣殿接続の際に取り替えられてしまっていた。

軒廻り、正面は中央の部分が幣殿取付の為め打越種の前半及び飛檐種が失われ、他の三面には軒の垂下を防ぐ為め近世に鉄柱の支柱を立てて支えていた。屋根の軒付には、こけら葺が残存し、銅板瓦棒葺は近世修理された部分はし

つかりしていた。妻懸魚は明治修理で取替えられており、縁廻りも脇障子と共に治の修理で全部新材に取替えられていた。

向拝正面通りは後世幣殿附設に伴って中の間に両引戸を両端間に板壁を作つて仕切りとしていた。（元は開放）中の間両柱の外面は漆塗となっていた。

柱間寸法実測調査表

梁間 いろ間		柱通り		土居桁		丸 柄		飛 貫		腰 貫		床 貫		足固貫		土 台		決定寸法		
はーは間		一		二		三		四		一		二		三		四		一		
柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	
一	二・三	一	二・三	一	二・三	二・三	二・三	二・三												
二	二・四	二	二・四	二	二・四	二・四	二・四	二・四												
三	二・五	三	二・五	三	二・五	二・五	二・五	二・五												
四	二・六	四	二・六	四	二・六	二・六	二・六	二・六												

桁行
一一間

柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
一	二・三							
二	二・四							
三	二・五							
四	二・六							

桁行
二二三間

柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
一	二・三							
二	二・四							
三	二・五							
四	二・六							

桁行
三四間

柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
柱通り	土居桁	丸 柄	飛 貫	腰 貫	床 貫	足固貫	土 台	決定寸法
一	二・三							
二	二・四							
三	二・五							
四	二・六							

第三節 現状変更説明

一、向拝廻りを次のように旧に復した

(1) 二重床張りを撤去した。

向拝部は全面に板張りの床であるが、従前は旧床板上に根太を直接置

（註）從来の両端柱上は実肘木附連三斗組であったが、当初は卷斗で直接桁及び繋梁を支える出三斗組、両端は同建三斗組であった。卷斗の当り裏により柱長さも判明し、身舎より全体的に少し小さい。なお、組物間中備の卷斗の当り痕もあり、その大きさは組物部のものと変らないが、頭貫が取替えられているため蓋板であったかどうかはわからない。

まず組物廻りについては幣殿取付けの際に桁はそのままとして従来の頭貫、組物を撤去し、頭貫を幅のせまいものに改めたほか、組物は両端柱の上のみ実肘木の新造のものに取替え、中央一個所には細い束立ちに改造した。従来の頭貫、組物はこの時のもので材料、工法とも新しい。桁及び繋梁には旧巻斗の風蝕型があり、小屋裏より旧巻斗一個も発見されて出三斗組物の旧規が判明すると共に（註）柱の仕口より頭貫の旧寸法及び連三斗肘木部分の断面も判った。これらによって向拝前面の頭貫軒先、屋根を整えた。

いて二重の床板張りとし中央間は畳敷としていた。これは旧床板上面の破損を被覆するためのもので、材料、工法とも新しくごく近年の工作中にかかることが明らかであったので撤去して旧状に復した。

(2) 前面に取付く後設幣殿を切離し、正面の頭貫、組物及び軒廻りを旧規に復した。

現在の幣殿は拝殿と共に元禄四年に再建されたもので、向拝正面通り軒を一部撤去して屋根も本殿に接続させていた。そのため本殿は前面の柱間装置、階段を始め向拝組物まで改変を受け、著しく外観を損しているのみならず、社殿の形態も建立年次にふさわしくなかった。よって、今後設の幣殿を切り離し、向拝廻りを本項及び次項のように旧規に復した。

まず組物廻りについては幣殿取付けの際に桁はそのままとして従来の頭貫、組物を撤去し、頭貫を幅のせまいものに改めたほか、組物は両端柱の上のみ実肘木の新造のものに取替え、中央一個所には細い束立ちに改造した。従来の頭貫、組物はこの時のもので材料、工法とも新しい。桁及び繋梁には旧巻斗の風蝕型があり、小屋裏より旧巻斗一個も発見されて出三斗組物の旧規が判明すると共に（註）柱の仕口より頭貫の旧寸法及び連三斗肘木部分の断面も判った。これらによって向拝前面の頭貫軒先、屋根を整えた。

（註）從来の両端柱上は実肘木附連三斗組であったが、当初は卷斗で直接桁及び繋梁を支える出三斗組、両端は同建三斗組であった。卷斗の当り裏により柱長さも判明し、身舎より全体的に少し小さい。なお、組物間中備の巻斗の当り痕もあり、その大きさは組物部のものと変らないが、頭貫が取替えられ

(八) 正面三間に木階及び浜床を復し、三間とも吹放しに復した。

前記幣殿取付のため、従来の正面は中央間を入口として両引分舞良戸建込み両端間を柱に四分一打付けの横板張壁とし、中央間前方のみに二級の箱階段を設けていたが、向拝柱には各前面に床板と同高の長押取付痕があり、また同両端柱には階段篠柄取付仕口と下方に浜床框仕口があり。(註一) 当初は正面三間に渡って木階が取付き、下方には浜床が設けられていたことが判る(註二) また柱間装置も前面柱向合せ面には顯著な痕跡もないことから、当初は三間とも吹放しであったと認められる。よつて正面に木階と浜床を復し、現状の建具や壁を撤去して三間とも吹放しに改めた。

(註一) 向拝身合柱とも下に土台を廻らせているが、柱下端の仕口は新しく、土台は後補と認められ柱根元を切断したと思われる(地下より旧礎石が発見された) 柱前面には両端柱に篠柄仕口と低い浜床框仕口、中央二本の柱にもこれと、やゝ高さの異なる篠柄仕口と勾欄地覆、平柄、架木の仕口があるほか、全柱に床高の約1/4程度の箇所で前面に低い床を取付けた痕跡(根太止めの釘穴)がある中央柱二本のうち南寄り柱は慶長取替材でありこれらの痕跡のうちでは両端柱の篠柄と浜床仕口が最も整い当初痕跡と判断されたのでこれによつて前面の装置を復旧した。

(註二) 浜床の柱向拝柱前面に取付けること。篠柄はその上に納められる珍らしい形式となつたが、両端柱前面には障壁状のものが取付いた痕跡があり、あるいはかなり古くから相之間状の箇所が設けられていたと思われるし、また浜床もそれと関連していたとも見られる。

(九) 両側面出入口の内法高を旧規に復し、舞良戸片引を杉戸引違に改めた。

従来は床板上に敷居を置き鴨居内法高さ一九七種で、片引板戸建込みの出入口をとり、後寄りを胴縁入り堅板壁としていたが、柱の向き合せ改めた。なおこれにともなつて大棟の形状も整備した。

第四節 発見物及び銘文

一、棟札

裏
三元三行 文禄三甲午年 代官 大塚助之亟
奉再造立一字 災消除之攸 神主 誉田大内藏亮
三妙加持 三月吉祥日 懿社家中

表
奉再造〇〇〇一字火災消除御祈禱之所
三妙加持 十一月吉祥日 懿社家中

裏
元禄四辛未年 日月 三元三行 神主 社役奉行
奉再造四海泰平玉殿安穏攸 市川式部大夫藤好房
清明 三妙加持 八月十五日 懿社家中

大工棟梁
当所住 山口甚之亟氏晴

面には身舎切目長押上端位置に敷居取付の立目違柄穴があり、内法一五

一・五種の高さに鴨居取付の柄穴あるいは釘穴と風蝕型がある。この間には何等の痕跡もなく、引違戸口と推定されるので、元禄改造と思われる現片引装置を廃し、敷居および鴨居を旧規に復して杉戸引違に整えた。

二、縁廻りを次のように復旧または整備した。

(1) 縁廻の正面部分を廃し、前面を向拝柱筋組の旧状に復した。

現在の縁は前方部が両端向拝柱の前通りまでめぐり、ここで階段により幣殿側面の縁に連絡するようにして、従前の縁廻りの材料はすべて大正初年に新材に取替えられていたが、柱の痕跡からみると元禄四年幣殿再建時の形式を踏襲していると認められた。しかし隅扱首取付仕口はノミの切れが悪い上に小さく明らかに後補とみられるし、また柱には側面に勾欄地覆平柄架木の仕口があつて、当初は縁の正面部はなく、向拝柱側面の位置でとめていたことが判明したのでこれらにより旧状に復した。

(2) 両側面後端の脇障子を撤去し、背面に縁を復旧した。

従来の縁は周囲に框を廻らして内を木口張りとする形式であったが、これは前述の如く大正改修によるものであり建物の年代にふさわしくないので通常の木口縁に改めた。また勾欄も高さなどは旧規を踏襲しながらも従来は不恰好な擬宝珠勾欄となっていたので刎勾欄に整えた。(註)

(註) 本殿床根太に旧勾欄地覆(当初ではなく慶長時のものと推定される)二丁が転用されていた。これによつて斗束、たら東の位置し旧規を踏襲していることが判った。

三、屋根瓦棒銅板平葺に改め、大棟の形式を整えた。

従来、屋根は軒付、平葺とも柿葺をそのまま残し、上面に下地約三種厚の

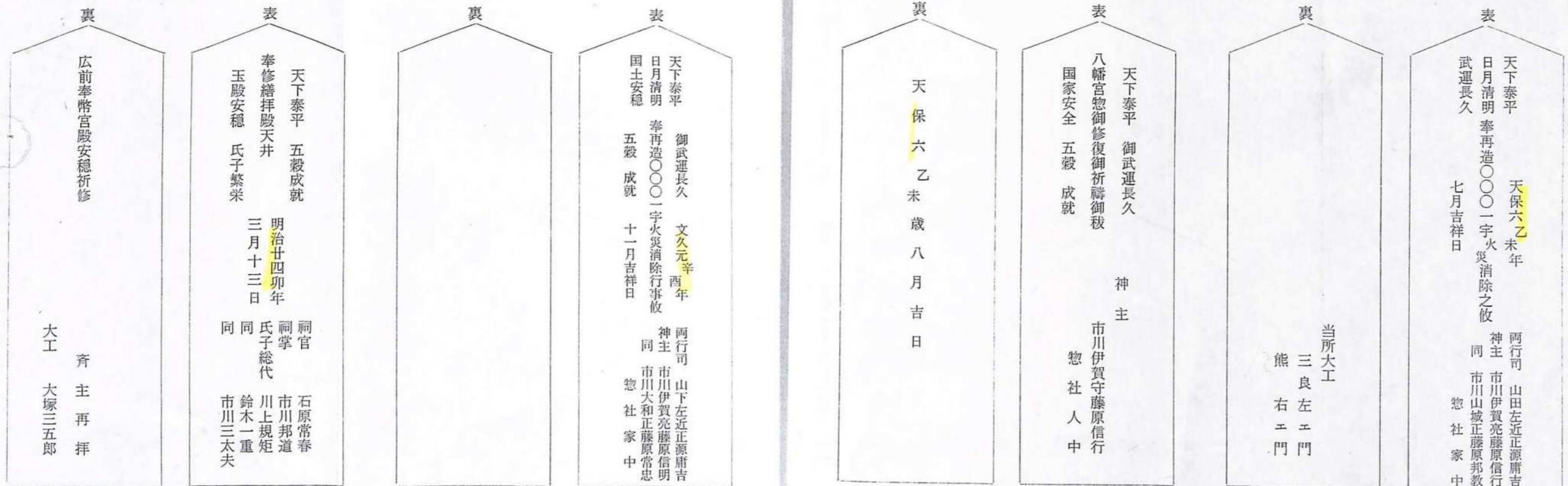
⑨

裏

三元三行 文禄三甲午年 代官 大塚助之亟
奉再造立一字 災消除之攸 神主 誉田大内藏亮
三妙加持 三月吉祥日 懿社家中

表
奉再造〇〇〇一字火災消除御祈禱之所
三妙加持 十一月吉祥日 懿社家中

表
享保十三戊申年 代官 大塚伊勢
奉再造〇〇〇一字火災消除御祈禱之所 神主 誉田齊宮
十一月吉祥日 懿社家中



年号	發見場所	銘
天文十六年	棟真東	建久四年源朝臣御再立也 天文十六年
慶長九年	地垂下端	八幡宮御造之時分事司者之御見之方者○○一遍御廻向
慶長九年	北面化粧	奉願者之但社務住僧○○御榮時分
元禄四年	隅木下端	慶長九年甲辰七月三日
元禄十一年	幣殿取付柱	元禄四年辛未四月日
天保六年	南北鬼板内	元禄十一歲戊寅九月中旬吉日 奉造營
明治二十九年	幣殿床下格	元禄十一歲戊寅九月中旬吉日 奉造營
明治三十七年	子内側下格	大工宗左門 甚三 藤原好房
	八幡町南出塗 明治二十九年 二月三日 修繕ス	神主市川伊賀守藤原信行

三、その他の イ、旧柱番付

ロ、旧柱礎石

ハ、文久元年御幣（再造奉幣行事修文久元辛酉年十一月吉祥日）

ニ、屋根柿板墨書（八幡文殊屋根板）

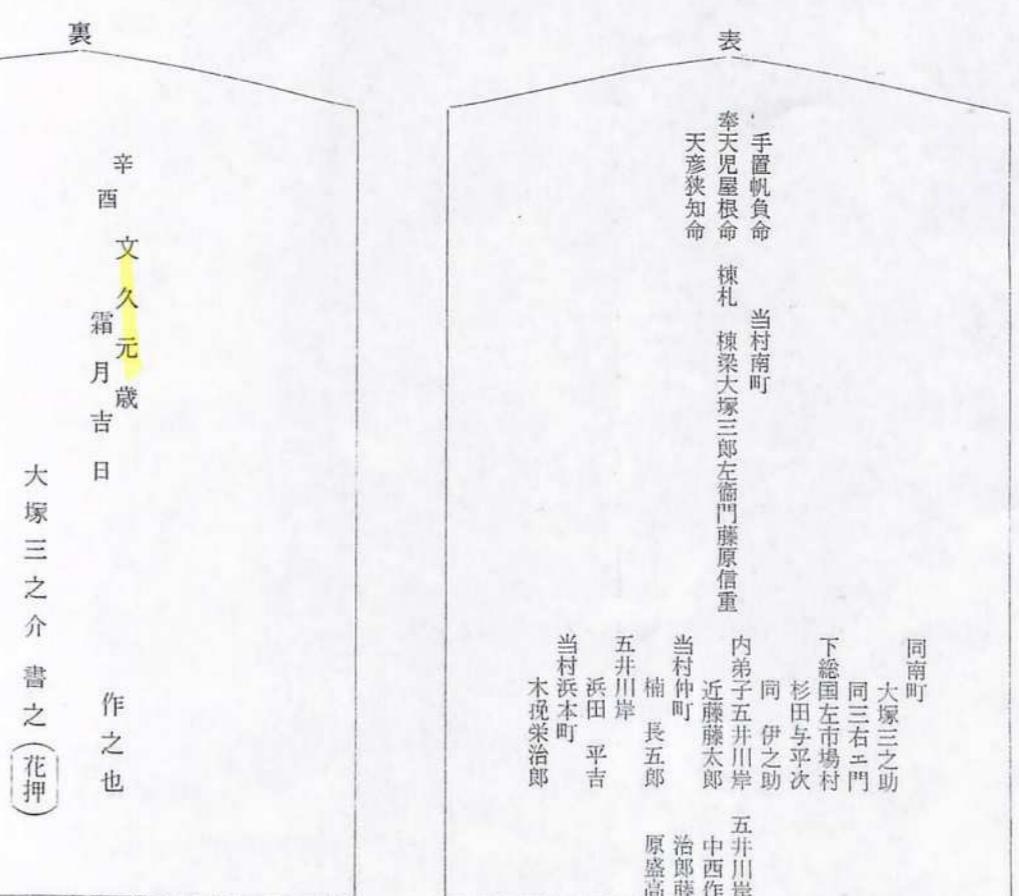
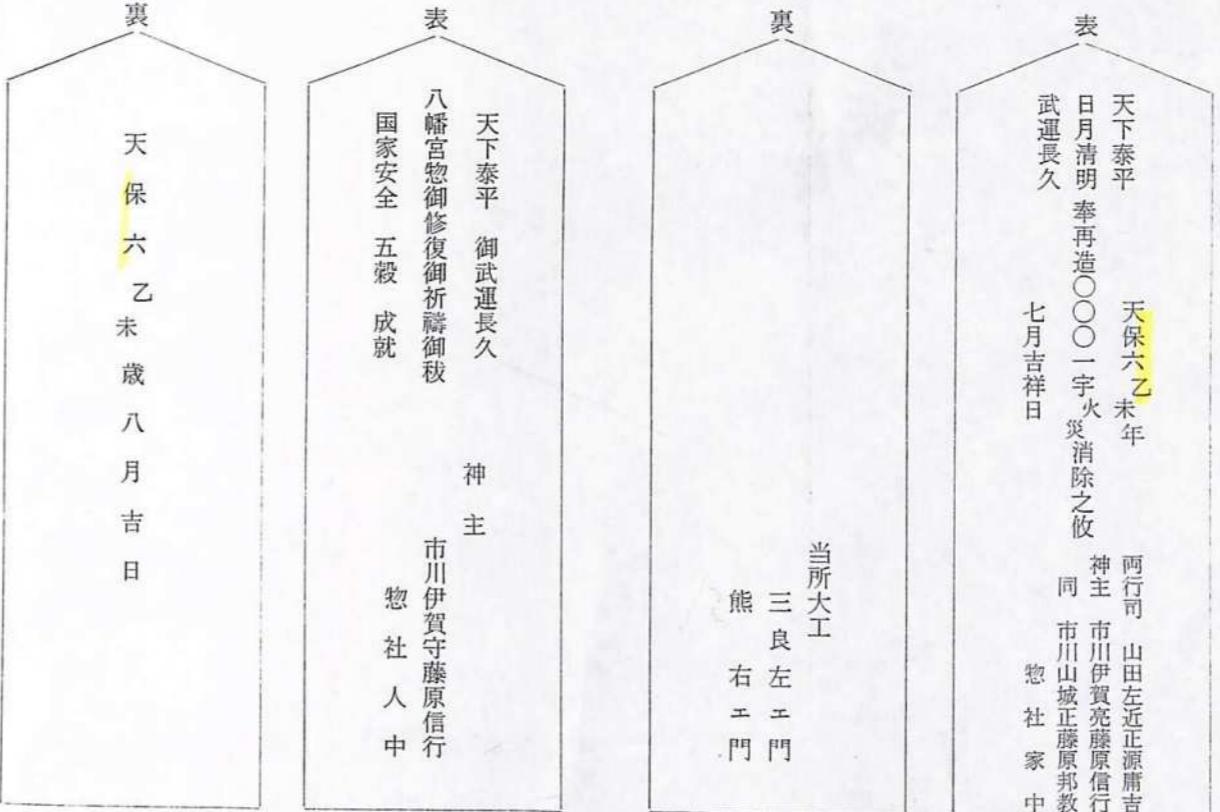
ホ、大棟旧積瓦

ト、額表（延享元甲子八月十五日）—野地板に転用されたもの

大工 大塚三五郎

齊主再拝

裏 広前奉幣宮殿安穏祈修



裏—奉寄進額、永井氏直頼、寛文四年甲辰四月吉日

発願 神主姓市川氏 誓田育藤原好彦

各湯住人 二階堂新兵衛影秀 刻之

第五節 史的考察

飯香岡八幡宮は白鳳年間に鎮座されたと伝える由緒の古い神社である。社伝によれば建久四年源頼朝の寄進による新造営があり、のち長保三年（一四五九年）と文明元年（一四六九年）に本殿の修復と幣殿、拝殿等の建立があったといふが、直接建立年次を明らかにする資料が見当らない。現本殿の形式技法から見ると、唐様の様式が入っているところから建久四年まで溯ることはできないが、木鼻の渦文様がら見れば、文様、慶長よりは古いようである。市原八幡宮役、庄役注進状（三宝院文書・応安八）に記載の建物の配置規模は現在のものとは大分異なるもののようにあるから、現本殿の建立は社記に応安二年の修理の記録（附録二の八）があるが、この時のものは考えられない、従つて社記の長録もしくは文明改修を建立の年代と解してよいであろう。社記の修理記録は白鳳創建以来、長保三年までに七回を数えるが、何れも宮殿御造営とあるのみで拝殿、幣殿の記載を欠いている。長保三年の記録にはじめて幣殿と拝殿を新たに造立の旨記載されているので、この時に幣殿と拝殿がはじめて造られ、同時に少輔藤原信行、大工棟梁は伊織之助永秀であったという。（附録二の二）

文明元年の頃には従前の檜皮葺を銅板屋根に葺替はあるが、現在檜皮葺の痕跡は見られず、柿葺の軒付が残されており別に柿葺の一部が保存されていた。檜皮とこけらを混同したものかどうか疑問である。（附録二の二）

屋根棟真束に「建久四年源朝臣御再立也」の墨書きがあるが、これがいつ書かれたものかを考えて見たい、建久四年に書かれたものでないことは前記のとおりである。

りである。建久墨書きの傍に細字「天文十六年云々」の墨書きがあるので天文修理の際に書かれたものかどうか、この建久と天文とは全く別筆で、建久のものは筆太にかけられ、天文のものは細字である。この建久の墨書きを見るにこれは真東が立つた今まで書いたものとは考えられない。真東を横にねかせて書いたものとすれば、最初の建立時か、小屋組解体時ということになる。天文修理がどの程度の修理であったかわからないが、長保三年に建立したものとすれば天文十六年まで八十八年である。このあと五十七年たつた慶長九年には明らかに小屋組の解体を行つてることを考えると天文修理には小屋組解体をしたとは考えられない。従つてこの建久墨書きは長保三年か慶長九年かのどちらかである。建久墨書きのある真東の裏面にも何か筆太に書かれているが、殆んど消えて判読し難いのだ。この建久墨書きははつきりと残っていること、慶長九年墨書きの書体と似ていることなどを考えると慶長修理の際に小屋組解体した時書かれたものではないかと考えられる。

小屋組内から発見された棟札は八枚あったが、最も古いのが文禄三年（一五九四年）のものである。社記によればこの時永井右近大夫は御造営料として御藏米二百俵を寄進され、本社幣殿、拝殿共總修復その外撰社等の造営も行われたというが、これは本社の幣殿と拝殿と読むべきで、この時には本殿の修理は行われなかつたのではないかと考へる。（附録二の三）これより約十三年前の天正九年に当社造営の為に新市を開くことを願出でて許可になつていて。境内に市を開いてその収益をもつて建物の修理費にあてたものと考えられる。十三年間これを蓄積して文禄の修理費用にあてたものか、その間の小修繕の費にしたのか不明である。（附録二の三）又社記の文禄三年の頃に御官殿宗間の吏として本殿、拝殿、幣殿及び向拝の柱間寸法を記しているが、この寸法は現在の建物の寸法と略一致している。文禄修理の際に詳しく述べたものであろう。（附録二の四）

文禄三年から十年後の慶長九年になって今度は本殿の大修理が行われ化粧檻以上と化粧隅木を全部取替え、柱も身舎で一本、向拝で一本を差し替えている。北面化粧檻下端と東北隅化粧隅木下端に墨書きがあつてこの時の修理の規模が想像できる。

これより八十七年後の元禄四年に拝殿と幣殿の改造を主とした大修理が行われたことが記録と棟札及び墨書きによって明らかである。即ちこの時拝殿と幣殿は殆んど新たに改造され、幣殿を本殿に接続する為に本殿の向拝柱筋の両端の間に中央に新たに柱を挿入し、幣殿の軸部をこれに取付けると共に前面の化粧軒を一部撤去して屋根も本殿に接続させた為に、本殿は前面の柱間菱質、階段をはじめ向拝組物まで改造をうけた。即ち向拝筋の桁はそのままとして従来の頭貫組物を撤去し頭貫を幅のせまいものに改め、両端柱上の組物は実肘木の新造のものに取替え、中央二ヶ所は細い束立ちに改造した。

この時の奉行は大塚助大夫、神主は市川式部大夫藤原好房、造営料と御蔵米を寄進したのは堀飛卿守と大久保伊豆守、御金を用足したのは当郷住人の田中長助と移井常政の兩人であったことが記録されている。（附録二の四）又正面柱筋に挿入された幣殿取支柱の貫樋に元禄四年の墨書きがあり、大工宗右エ門甚之亟の名が記されている。

元禄の社記には幣殿、拝殿を新たに奉造立とのみあって本殿修理にはふれていないので、この時は本殿の修理は向拝の部分のみではなかつたかと考えられる。又、元禄六年に神主と別当が連署して寺社奉行大塚助大夫に差出した覚によれば、元禄修理の際に氏子等大小家門の助力（修理費の募金）は元禄二年巳の年から同五年申年まで四年間に亘つて行われたことがわかる。（附録四）

享保十三年の棟札があるがこの時はどの程度の修理をしたかはつきりわからぬ。元禄の修理から三十七年目である。

享保十三年から百七年後の天保六年に屋根の銅板葺替その他各所修繕が行わ

りである。文久元年にも修理が行われ大工棟梁大塚三郎右エ門藤原信重ほか大工八名、木挽一名連署の棟札も残されている。この時の費用は御府門並に氏子近郷の者が勧進合力によって得られたもので、天保六年三月付の募金の奉加帳が残されている。工事は四月から始まって十一月に完成しているが（附録五）棟札の日付は七月と八月（一枚あり）となつていて。棟札に書かれている月日は上棟の時のものであるから修理の完成はそれより後である。この時の両行司は山田左近匠源庸吉、神主は市川伊賀亮藤原信行、社役は市川山城正藤原邦教、大工は当所の三良左エ門、熊右エ門であった。なお屋根棟両端の鬼板裏面にも墨書きされていた。

文久元年にも修理が行われ大工棟梁大塚三郎右エ門藤原信重ほか大工八名、木挽一名連署の棟札が残されている。大工が棟梁以下八名と木挽一名といえば相当の規模の修理と考えられるが、天保修理から二十六年目であるから天保の際に手をつけなかつた部分の修理ではないかと思われる。即ち本殿の柱根本を切断し、礎石はそのままにしてその上に地覆石を据え、土台を新たに挿入したのはこの時ではなかつたか、本殿周囲の土砂が盛り上り、柱が埋没してしまつたので、土台を新たに入れたものと思われる。この棟札は大工大塚三之助が自ら書いたと記してあるが土台の墨書き番付がこの筆蹟と似ているかどうか興味ある問題である。文久の棟札の日付が十一月であるが、これに引続いて屋根銅板の修理が行われたものと思われる。即ち、社蔵記録に文久二年一月十三日付の御官御屋根銅瓦葺直し請負の仕様書が残されている。これは堀町尾張屋幸吉が明記してある。このほか幣殿各所から発見された墨書きは何れも明治年間のもので本殿修理には関係がない。

その後の修理の記録が残っていないが、古老の話によれば大正年間に縁廻りの修理が行われて部材が全部改められ、昭和になつてからは軒の垂下を防ぐ為

めに鉄の支柱を立てて補強したようである。

附 錄

文献資料及び修理銘

一、上総国市原郡市東莊八幡宮御縁起

恭惟八幡太神者人皇十六代応神天皇之権化也。御父帝者仲哀天皇御母后者神功皇后也。神后三韓を征し給ひ御凱陣の後筑紫の蚊田に生れさせ給ふ。
（皇后の時四辺に八の幡を立て兵士をして守ら）時に誉田の皇子と称し奉る。天業を繼かしむ。後世八幡太神と申奉るは此故也。時に誉田の皇子と称し奉る。天業を繼かせ給ひ神聖の御徳在し四海の外迄も靡き従ひ奉りき。大和國輕島郡豊明の宮にて崩御成らせ給ふ。百姓如喪考妣を思ひ奉りぬ。欽明帝三十七年辛卯二月十日（癸卯也太神の癸卯の日を用はるは神と頭れたまふの時年月日皆卯なればなり）。豊前国宇佐の郡菱形の池の辺にて始て神と顯れ給ふ。是八幡太神と唱え奉る始也。人皇五十六代清和天皇貞觀元年四月十五日和州大安寺僧行教神勅を蒙り奏問を行ふ。同九月十九日勅使下向し山城國雄德山に御宮所を定め宇佐の御廟に准へ始て六字の宝殿を立て崇め祭り給へり。世々の帝王一代に一度の奉幣あり。實に我が國二所の宗廟と仰奉る。より国として八幡太神の尊靈を祭らざるはなし。（此時より固々に太神の祠）就中上総国市原郡市東庄八幡太神者人皇四十四代天武天皇白鳳二年壬申八月十二日大神降臨して青野原○○て我自今可度東海我慢偏執之民と託宣ありける。其後勅願により所奉成勧請也。大□□天皇は別に東方に祭り奉る。（此時若宮八幡宮を東方に勧請存し奉るとのは天子の若宮を東宮と申奉る故也。今の菊間若宮八幡宮是也。祭祀九月九日也。）聖武帝天平年中僧正行基衆生化度のため天下を巡行の時此地を徑歴し偶某の寺に説法給ふ。道俗化を慕ひ咸く来て礼拝聽聞す。時に戴冠の異人あり來りて石上に坐し給ふ。僧正謹て君は何地より渡らせ給ふと問奉りたるに異人答へて曰我は此はとりなる広幡八幡麻呂也。師の説法の殊勝なるに感じ正に如來の本誓に力を添んが為也となん。於此僧正驚かせ給ひ急に柳樹を削り楯のことく成し給ひ神の御後を立覆ひ給へば異人莞爾と笑

わせ給ひ須臾にかき消すことく失せ給へり。上人恭敬し乃亦奉勧請于此撰待に妻の餉を供す。（今郡本八幡宮市原八幡宮は此時の安祖也。）僧正の柳橋を作り献せしは太神の武を掌らせ給ふを以て也。爾來祭祀に柳橋を備るを例とす。（今藤村柳寺神主院司之寺号○其義也。太神彰向后今現に在市原村薬師堂。）其後三百余年を経て後冷泉院天喜年中手長の沖に当りて毎夜光明あり直に八幡宮の本社を照らす（別當寺号神光山靈應寺と号す因此義也。一ニ若宮）。里人驚怖して夜になれば海浜に出る者なし。寔に三人の宿老あり。代々八幡宮に給使し奉り親族のことくにと暮しぬ（今中島村浅野）。或日共に評議し一夜小舟に乗して海上に浮ひたるに如例光焰□として水陸とも朗なり。即ち其處に望み棹さし到りぬれば光り忽然として消ぬ。時に○一個の神面波上近く浮へるあり。三翁大に疑惑せるうち虚空に声ありて曰我は皇基守護神船玉命なり（一名猿田彦）。汝等往年宇佐宮へ參籠せし時広前に刻める我が面かれりさるを私に奪へり。祠宮是を知りて頻に答へて聞へり。三翁奇異に思ひをなし急き執上奉りぬ。翌日国守日高彈正朝光へ斯とし訴へぬ。國主大いに驚き喜悦長歎して日余も亦今晚の靈夢を蒙りしに符合せりとて則數多の金銀米穀等寄附なし奉りぬ。於此三翁速に修理内匠司にはかり先八幡宮再興造営におび不日功成りぬ。既に遷宮の日湯の花捧るに臨みて太神乙女の袖にうつらせ給ひて曰我和光の塵に交り末世の輩凶事災障を消除せんと誓願せり。今又我広前に船玉命を配祀する事の悦し。いよいよ民生の繁昌五穀豐饒を守り得ますへと神託ありける。參詣の老女信心渴仰し実難有と覺ける（広前の面與高く在るゆへ村童等称々）。其後高倉院治承四年右大將源賴朝卿石橋山合戦敗績し小舟に繁しつつ安房に着し此國に逃る。則神前に願書を獻し丹誠を凝し給ふ。不日にして大敵を亡し天下一統す。於是神祠を造営し神領数多寄附なし給ふ。其後後小松院至徳元年甲子九月八日太政大臣源義滿公神輿

四個を献せらる。是の御願成就に依而也。

于時奉行として上杉中務入道禪助事を司る。社家執行善國大工右衛門尉宗正。於鎌倉法華堂下中小路造立之せり。

応永以来戰爭無止時四海騒動す。故に祠官等八幡宮古来の宝器等奪ひ去れん事を患へ私に運船て相州鎌倉へ渡ぬ。其中洪鐘は今猶墓の谷法華宗の寺中に残れり其後寛正年中足利右兵衛佐義明公御所を八幡に築せらる。先祖の氏神なるを

以て再八幡宮造営成し給ふ。抑も太神鎮坐の久遠なる事を知んには十回におよぶ鴨脚樹あり。前は蒼海渺々として臨岸花表は対富士山之白雪後は古松森々として巻空朱閣は映筑波嶺之紫霞玄麗壯觀勝地也といへし。（足利義明公は鎌倉氏次男古賀公方晴氏公伯父也。後下總小弓に遷らる是を小弓の公方と云。後助里見氏向鴻壹軍敗し小田原北条氏に滅せらる。八幡の御所今別に御所村と呼ぶ其實は八幡の内なり）

其後當國不殘北条氏の領地と成る。天正年中武州江戸城主北条氏直の〇〇〇〇治部少輔並遠山右衛門寄附文二通あり。一書は天正四年九月斎藤善七郎奉之

一書は天正九年辛巳年七月五日刑部少輔並谷沢丹後守奉之とあり。同天正十九年忝も東照神君本多弥八郎正綱を以て御武運長久のため被獻御太刀一振並御黒印禁制御書一通下賜。之則神主市川氏は古來之神領御札之上新に百五十石御朱印寄附之成し給はる。其後天下御統一と相成しも誠に御仁徳深く在之社稷宗廟を崇め給ふによりて也。太神天下泰平國家擁護の御誓言空しからんや。蓋自白鳳二年至今星霜を歷る事凡千余年一日のことし。上自天子王侯庶人に至る迄此神の靈徳を尊信せざるなし實に我旧域二所の宗廟として日月と同く天地と共に長久榮へ給ふる者也。

謹白右八幡宮御縁起古來之伝書は足利義明公本社御造営迄之事実に止る。其間數百年を歷により紙蠶文字誤謬〇〇〇今又考之猶以天正以來之記録附其後謹而校定誌

寛文八年戊申二月 日

八幡宮別當

神光山 電応寺

白鳳四年三月十五日

敬白

(一) 人皇四十六代孝謙天皇御宇 天平勝宝元己丑年 当宮殿御造営被為有

(二) 元慶三己亥年 御冥助為報賽 宮殿御造営尚泰平之精所可抽之旨被為仰

吉日良辰中押定謹美畏奉勧請志八幡三所乃御宗廟一国惣社八幡本宮登奉稱勅使從三位

柱太敷立知氏中殿尔營田専左殿爾長帯姫尊右殿爾玉姫尊三柱能皇太神美頭乃御舍尔奉鎮座志闕東第一能宗廟一国總司社八幡本宮登奉稱勅使從三位

校町中納言秀滿卿奉幣使從四位中務少輔時春卿同卿御下向被為有

吉日良辰中押定謹美畏奉勧請志八幡三所乃御宗廟一国惣社八幡太神宮是也

附有也

(四) 人皇六十六代一条院御宇 寛弘五年三月 (上總國守鎮守府持軍) 摄津守源朝臣賴光公 当社御
信仰厚依而為武運長久之御祈誓報賽 宮殿御造營被為有御寄進者也

(五) 人皇七十代後冷泉院御宇 康平七年甲辰年鎮守府將軍兼陸奥守源朝臣賴義
公當社御信仰被為有御造營料込志面御米千石御寄進被為有依之治曆元乙巳
年宮殿御造營有之

(六) 人皇八十代高倉院御宇 承安元辛卯年千葉介常宮御信仰被為有依之為御
武運長久家門繁榮之 宮殿御修復御寄進被為有者也

(七) 人皇八十二代後鳥羽院御宇 建久三年壬子年八月 征夷大將軍源賴朝公
當宮厚御信仰被為有爾由而合戰之度每御勝利早速御凱陳被為有御冥助為報
賽 宮殿嚴重之御造立御寄附則御証文一通奉神納其尔曰

上總國市原庄八幡鄉八幡宮依冥助爾早速凱陣一天掌握因茲為報賽今宮殿
新造立猶武運長久國家安泰旨抽精新殊可專祭祀之狀如件

建久三年八月 大納言源朝臣賴朝御判

右御墨附御名代衆御持參奉神納

御奉行 殿神與四箇奉神

御奉行残被為有而早速宮殿御造立被為有者也

御名代衆 前掃部頭藤原朝臣親能

左京之進中原朝臣仲業

和田左衛門尉平朝臣義盛

御棟札之文曰

奉新造營上棟

當宮者人皇四十代天武天皇能勅詔乎以白鳳四年三月新尔宮柱太敷立飯香岡
故尔建久三大樹源朝臣賴朝公之御再建也然尔經歲曆今度幣殿拝殿新奉造立
發願尔依而太田左衛門佐持資候奉願所聞召被上聞達征夷大將軍源朝臣義政
公被聞食御造營金千両御寄附被下置 早速御本殿修復乎加幣殿拝殿向拝新
爾奉造立吉日良辰乎押定奉上棟 御舍者諸之災無玉殿安穩天地明登共尔常
盤堅盤尔立榮志未玉登奉福辭竟良久止白寿

神主 市川中務少輔藤原信利

社家祠官中

大工棟梁 伊織之助永秀

(一) 人皇百四代後土御門院御宇 文明元己丑年八月(弓)御所足利右兵衛佐源

義明公御祈願尔依当社御屋根古來檜皮葺之処新尔銅板屋根尔葺替其外御造
當御寄進被為有 真里谷原式部入道恕鑑奉行乎司留

(二) 敬白 八幡宮由緒本記録古來伝書者文明事實尔止留 其間數百年乎爾
依而紙面蠶腐文字多久難分所有之 仍而今正之社伝之書乎小冊尔註写須雖
然為誤謬事有哉 猶又文明以來之記録附其後尔謹而校定訖

(三) 天正九辛巳年六月 当社為御造營之八幡宮新市御免奉願所早速御聞濟被
下置七月御免許頂戴仕候則御証文左尔曰

八幡鄉守護不入

相定新市之事為立候

押買狼藉堅停止殊於近鄉取候役之事

如前々其處尔可改之近鄉尔而未進役於八幡中致策媒吏不可叶鄉中商人諸
役免許之儀不可有相違者也仍如件

天正九辛巳年七月

刑部少輔

谷沢丹後守

奉之

御朱印

成就尔由而冥助為報賽込蒙嚴命乎前掃部頭藤原親能左京進中原仲業奉行左衛

門尉平義盛三侯抽精誠乎宮殿新造立御寄附嚴重之御造營也 於時建久四年八

月十五日吉日良辰撰定奉上棟美頭能御舍者手置帆眉命天彦狹知命之神巧爾拋

奈礼波昆虫及災無高津神乃災無高津鳥乃災無暴風吹荒事無猛燒火乃災無玉殿

安穩天地日月登共尔堅盤尔立榮志免玉惠止祈辭意奉良久正白寿

神主姓市川氏 誓田齊宮 藤原義重

社家

祠官中

大工棟梁修理介正広

(八) 人皇九十九代後光嚴院御宇 応安二乙酉年 征夷大將軍源朝臣義滿公當
社御信仰被為有御祈願尔依而 宮殿御造營御寄附被為在奉行中務少輔殿被
有御越候者也

(九) 人皇百一代後小松院御宇 至德元甲子年九月 太政大臣征夷大將軍源朝
臣義滿公當社厚御信仰尔被為在御祈願感心成就尔依而御冥助為報賽登當社
御神與四社新造立奉寄進者也

御神與四箇奉神

奉行

上杉中務入道禪助

社家執行

善國

大工

右衛門尉宗正

右於鎌倉法華堂下中小路新造立之也

至德元甲子年九月八日

(十) 人皇百三代後花園院御宇 長祿三己卯年三月當社幣殿拝殿新造立發願
爾附 征夷大將軍源朝臣義政公御代太田左衛門佐殿江右新造立仕度旨奉願

所早速被聞召御上聞爾被達依而小笠原源左衛門御見分被為有則御造營金千
両御寄附被下置頂戴神前江奉備早速御本殿御修復乎加幣殿拝殿向拝並神前
石壇敷石其外瑞籬等迄美乎盡新尔奉造立者也

御造營棟上札

至德元甲子年九月八日

(十一) 文祿三甲午年 永井右近大夫殿當社御信仰被為有依之為御造營料止御藏
米武百俵御寄進被為有 此時御本社幣殿拝殿宗修復其外攝社等御造營有之
則知御棟札左爾記須

三元三行 文祿三甲午年 代官 大塙助之蒸

奉 再造立一字 災消除之故

神主 誓田大内藏亮

三妙加持 三月吉祥日 牡社衆中

御宮殿宗間之文

(一) 御本宮表平行三間 但中乃間者九尺間也 兩之間者八尺間也 妻行者

三間內飛縁者一丈一寸間也 残二丈間八尺間也

(二) 幣殿表平行一丈六尺 一寸間也 妻行者三間 但本社与利取付之間九尺

間也 残二丈間者七尺間也

一、向拝殿表平行三間 中者九尺五寸間也 残二丈間者七尺間也 但妻行三間

者七尺也

一、向拝殿表平行三間 中者九尺五寸間也 残二丈間者七尺間也 但妻行

八尺四寸間也

以上 御本社之分也

(十二) 廉長二丁酉年社僧儀神光山天正院靈應寺止号社務之儀円藏坊寂光坊円秉

坊本覺坊右四坊尔而年番尔相務當番尔相成候者靈應寺乃寺号乎名乘候吏始

流但寂光坊者菊間村若宮之社務尔而若守寺止号々 同年円藏坊其外從前々
是迄大日堂尔而社務致來候攸 追々社僧多尔相成候而社僧務所新規造立有
之則護摩堂止唱又者經堂止毛云也

(十三) 元祿四辛未年 八幡宮幣殿拝殿立直志新造立有之尔依而 堀飛驒守殿大
久保伊豆守殿御兩家御信仰被為有由而為御造營料止御藏米御寄進被為有並

氏子大小之家門助力乎尽神納有之

御金用足 当郷住人田中長助 松井常政兩人也

造營旨趣祝

謹白一国宗社八幡太神宮本朝文武太祖神明英武之御神靈也 故尔壇飛彈
守大久保伊豆守御信仰被為有攸 社頭旧古尔至利因茲御兩所一致為御武運
長久家門繁榮之八木奉神納其加力手発旦止而氏子大小心合一成奉加一社一
同抽精誠乎幣殿拝殿新爾奉造立 於時元禄四辛未年八月十五日吉日良辰乎
拝定奉上棟御舍者昆蟲乃災無高津神乃災無高津島乃災無暴風吹荒事無猛災
火乃災無玉殿穩天地明登共尔堅盤尔富榮志米玉尔謹美々敬白

棟札日

日月三元三行 元禄四辛未年

社家奉行 大塚助大夫

奉再造立四海泰平玉殿安穩攸

神主 市川式部太夫藤原好房

清明 三妙加持 八月十五日

惣社家中

三、三宝院文書

(京都市伏見区
醍醐寺所藏)

注進 市原八幡國役庄役注進狀

上總國市原八幡宮國役庄役事

国役分

御宝殿 一字 三間

御神輿宿一字 三間

左右六所宮 二字 各三間

御宮殿 三基

内廻廊 三十六間

正面鳥居

一国平均課役

同前

同前

御副殿 二字 三間

御拂殿 二字 三間

若宮御殿 二字 三間

御副殿 一字 三間

御拂殿 一字 三間

宇佐宮 一字

□□宮 一字

地主宮 一字

今宮 一字

□呂宇戸宮 一字

上若宮分

御神宝殿 一字 三間

武内宮 一字

高良宮 一字

地主宮 一字

小社 四所

御副殿 一字 三間

御序 一字

本堂 一字

別に次の二紙あるも挿入個所不明

外廻廊 三十二間

御膳殿 一字 五間二面

法華三昧堂 二字

講堂 一字 四間二面

道場 一字 一間四面

鐘樓 一字 二間

白幡堂 一字

天神宮 一字

大食堂 一十三間

大舞台

一、八幡宮御造宮ニ付勧金並御年貢已ノ年ヨリ申ノ年迄目録之通無出入勘定

相済申候為念一札如件

元禄六年 西ノ七月 日

神主

右注進之状如件

応安八年 二月十日

執行

□□□

若宮神主 高 □ (花押)

八幡神 □ □

頼國 (花押)

五、宝曆十二年後留記写

一、天保六年四月当社御屋根下地一式銅新板並難造當其外諸々手入普請有
之候ニ付御府門並氏子近郷勧進合力ニ依テ御修覆料金足合 西十一月先規

中門 一字 三間 玉垣 井垣 刑部郡 佐是郡 長南郡 長北部

左右屏屋 二字 各五間 墓東郡 市西郡

大門 一字 常行三昧堂 一字 三間四面

山田郡 望東郡 与宇呂保

五箇国棟別国

…… (この間他の文書一紙あり 飛あるか) ……

庄役分



飯香岡八幡宮は白鳳年間に鎮座されたと伝える古い神社である。社伝によれば、建久四年源頼朝の寄進による新造宮があり、のち長禄三年と文明元年に

本殿の修復と幣殿、拝殿等の造立があったというが、造立年次を明らかにする資料に乏しく、現本殿はその形式手法からみると十五世紀頃のものと考えられ、社記の長禄もしくは文明改修を建立の年代と解してよからうと思われる。

その後、天文十六年、文禄三年に小修理が施され、慶長九年に至って化粧軒以上を全部取替え、柱も身舎で二本、向拝で一本をさし替える大修理が

行われており、以後数次に亘って修理が施されているが、本殿要部はほぼ建

立当時のまま残され、慶長改修時の姿が現存されている。元禄四年に前面に

幣殿を取付けた際に、向拝組物を改造し、一部を撤去したほか、正面の柱間

装置や木階段が改造され、大正初年には縁廻りを改修する部分修理が行われ

て今日に至ったものである。昭和廿九年に本殿が重要文化財に指定され、昭和四十二年から四十三年にかけて国庫の補助を得て解体修理が行われた。

修理の大要

旧海浜に位置するため地盤が悪く、基礎は不同沈下を来し、軸部一軒廻り共

総体に組手が弛緩し、雨漏れによる腐朽も目立っていたため、建物は一旦全

部解体して根本的修理を行った。又後世の改変された部分は資料にもとづい

て当初の形式に復旧整備した。

一、基礎は旧基礎石をそのままとしてその上にコンクリート地盤を布に打ち、

その上に地覆石を据え付けた。

二、当木材及びその他古材は、支障のない限り埋木、はぎ木等を行い再用

し、腐朽又は虫蝕の甚しいもの及び現状変更によるものは櫟、檜又は杉材

をもって取替補修した。

三、屋根の銅板は現状変更により從来の瓦棒葺を平葺に改めたため、全部を

新調した。

四、旧塗装は殆んど剥落して旧仕様不明のため、外部丹塗 要所墨塗とし正面板唐戸は朱漆塗とした。

五、飾金具は殆んど欠損していたので全部新調した。

六、基礎、木部等、蟻害のある場所は防蟻処理を行った。

七、附帯工事として玉垣の復旧と、防災施設として屋根上に避雷針を設置した。

現状変更要旨

一、向拝廻りを次のように旧に復した。

イ、二重床張りを撤去した。

ロ、前面に取付く後設幣殿を切離し、正面の頭貫、組物及び軒廻りを旧規に復した。

ハ、正面三間に木階及び浜床を復し、三間共吹放しに復した。

ニ、両側面出入口の内法高を旧規に復し、舞良戸片引を杉戸引違に改めた。

ベ、縁と勾欄の形式を整えた。

三、屋根瓦棒銅板葺を銅板平葺に改め、大棟の形式を整えた。

イ、廻縁の正面部分を廃し、前面を向拝柱筋納めの旧状に復した。

ロ、両側面後端の脇障子を撤去し、背面に縁を復旧した。

ハ、縁と勾欄の形式を整えた。

重要文化財飯香岡八幡宮本殿修理委員会

委員長 市原市長 鈴木貞一

工事監督 大滝正雄

工事主任 清水栄四郎

昭和四十三年十一月

飯香岡八幡宮々司

市川教生



108 棟真束墨書(建久四年)



109 本殿扁額裏銘



110 本殿内に保存の懸魚(慶長九年?)



111 本殿扁額表銘



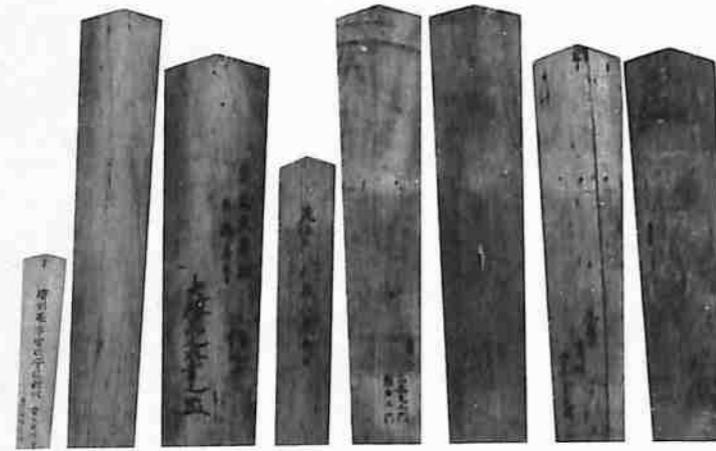
103

発見棟札
表



104

同上
裏



105

棟鬼板墨書き裏



106

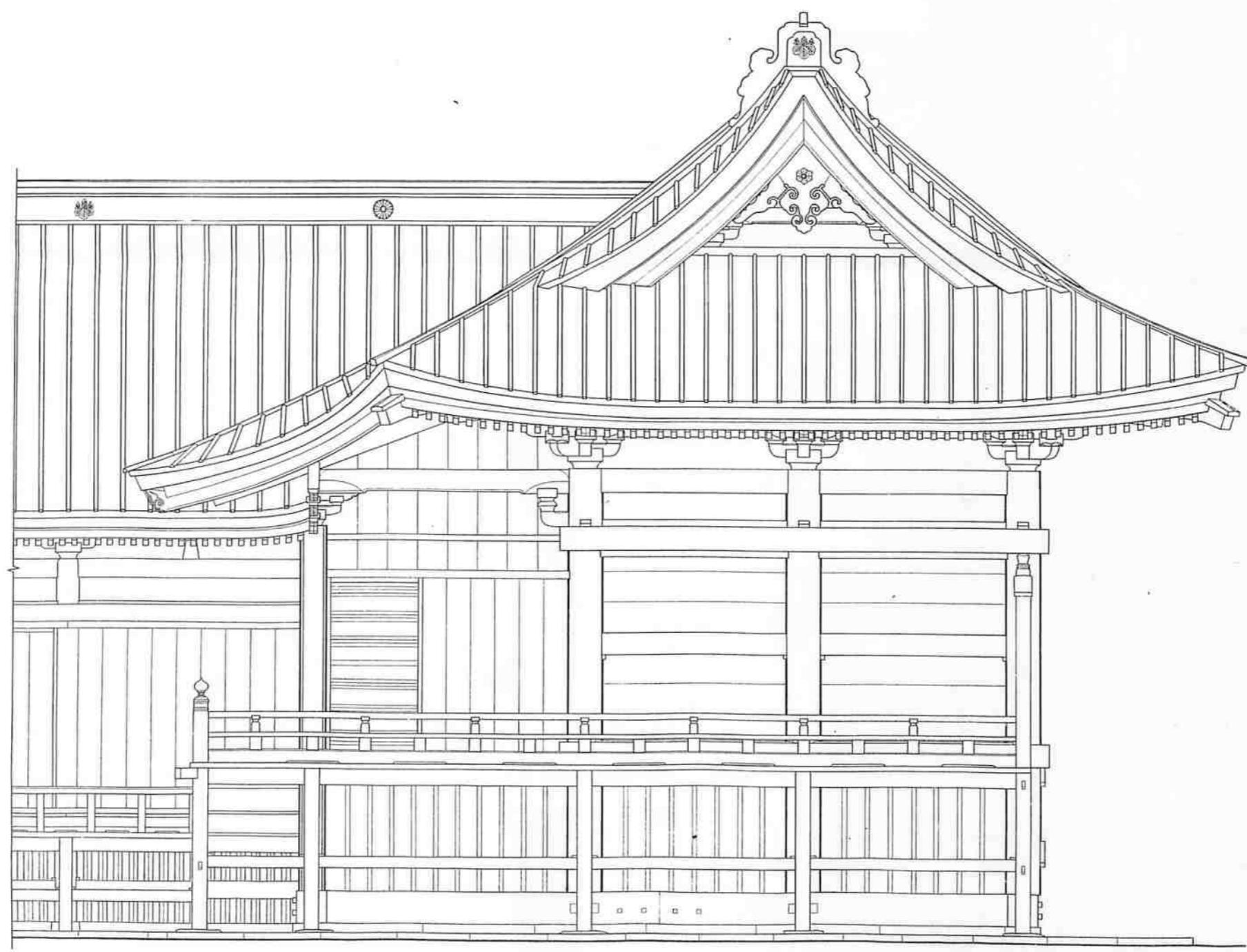
化粧地檼下端墨書き(慶長九年)(註化粧隅木にも同文ある)



107

幣殿取付貫樋墨書き





11 修 理 前 側 面 図

0 1 2 3 4"

() / / () / | |

16



10 修 理 前 正 面 図

0 1 2 3 4m